⑷　工事内容　本工事は、網走川大空地区河川防災ステーション整備計画の一環として、大空町において防災ステーションの水防センターを新築するものである。
　水防センター
　鉄骨造　２階建て　1,894.57㎡　新築１棟
　電気設備　新設一式
　機械設備　新設一式
⑸　工期　契約締結日の翌日から令和７年３月21日まで。
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート：Ｖ＝350㎥、外壁金属板張り：Ａ＝1,050㎡、屋根塗膜防水：Ａ＝1,300㎡
⑺　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑻　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。
⑼　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑽　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）に係るものを除く。
⑾　本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。
⑿　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である（入札説明書参照。）。
⒀　遠隔地からの建設資材等の調達費用に対する積算方法等について
　本工事は、遠隔地からの建設資材等の調達に係る費用について、調達の実態を反映し契約変更のための積算方法等を適用する試行工事である（入札説明書参照。）。
⒁　遠隔地からの労働者確保に要する費用に対する積算方法等について
　本工事は、遠隔地からの労働者確保に要する費用について、労働者確保の実態を反映して契約変更のための積算方法等を適用する試行工事である（入札説明書参照。）。
⒂　本工事は、受注者が入札時又は工事中に施工合理化技術（ただし、発注者指定の技術を除く。）に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価する工事である。
⒃　本工事は、発注者が週休２日に取り組むことを指定する週休２日促進工事（発注者指定方式）の対象工事である。また、本工事の予定価格は、４週８休以上（現場閉所率28.5％（８日／28日）以上）を前提に労務費を補正して作成している。詳細は現場説明書「工事における週休２日の促進について」による。
⒄　本工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン」の試行対象工事である。
⒅　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている者又は当該者を構成員とする特定建設工事共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。
　なお、特定建設工事共同企業体については、北海道開発局長が別に公示する申請方法に基づき、特定建設工事共同企業体の資格審査を申請すること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　北海道開発局における工事区分「建築」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。
⑶　北海道開発局における工事区分「建築」に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した経営事項評価点数が、1,000点以上であること（上記⑵の再決定を受けた者にあっては、当該再決定の際に、経営事項評価点数が、1,000点以上であること。）。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　平成20年度から競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限までに完成し、引渡しが完了した下記アの基準を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の場合は、全ての構成員が下記のアの基準を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
　また、請負代金額が500万円未満の工事における施工実績は含まないものとする。
　なお、当該実績が国土交通省北海道開発局、大臣官房官庁営繕部及び地方整備局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
ア　同種工事
　新築又は増築で躯体、外装及び内装を含む建築一式工事
　㋐　建物用途　戸建住宅を除く用途
　㋑　構造　鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造（軽量鉄骨造を除く）
　㋒　工事規模　延べ床面積　500㎡以上（増築の場合は、増築部分の延べ面積）
　＊上記アについては、公共・民間工事を問わない。
⑹　本工事に係る施工計画が適正であること。
　この施工計画の提出に当たって、入札説明書の別添現場説明書、別添図面及び別添仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。
⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。特定建設工事共同企業体の場合は、全構成員が専任で配置できること。
　ただし、配置予定技術者が現在、他の工事に従事している場合は、契約締結日までに当該工事に配置できる技術者であること。期間及び専任の要否は関係法令等による。
　なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。
ア　１級建築施工管理技士、一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の場合は、構成員のうちいずれか１社の主任技術者（建設業法上、監理技術者の配置が必要な場合は監理技術者。また、全ての構成員が主任技術者を配置する場合は代表となる主任技術者。）が１級建築施工管理技士、一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者を配置するものとし、他の構成員の主任技術者は、２級建築施工管理技士（躯体、仕上げの種別は除く。）又は二級建築士以上の資格を有するものとする。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、１級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者と同等以上の能力を有するものと国土交通大臣が認めた者とする。
イ　平成20年度から申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了した上記⑸アの基準を満たす工事を元請として施工した工事経験を有すること。
　ただし、特定建設工事共同企業体の場合は、構成員のいずれか１社の主任技術者（建設業法上、監理技術者の配置が必要な場合は監理技術者。また、全ての構成員が主任技術者を配置する場合は代表となる主任技術者。）が⑸アに掲げる工事経験を有していればよい（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。